

【教育庁】

No.	用語	解説
*1	CEFR（セファール）	外国語の学習、教授、評価のためのヨーロッパ共通参照枠。2001年、欧州評議会が発表。A1～A2の学習者を基礎段階の言語使用者、B1～B2の学習者を自立した言語使用者、C1～C2の学習者を熟練した言語使用者としている。
*2	グローバルリーダーズハイスクール	豊かな感性と幅広い教養を身に付けた、社会に貢献する志を持つ、知識の重要性が一層増すグローバル社会をリードする人材を育成するため、文系・理系ともに対応した専門学科「文理学科」を設置している府立高校。
*3	エンパワメントスクール	生徒の「わかる喜び」や「学ぶ意欲」を引き出すため、義務教育段階からの「学び直し」のカリキュラムを徹底する総合学科の府立高校。社会人基礎力を身に付けさせるため、正解が1つでない問題を考える授業や体験型の授業も重視する。
*4	スクールソーシャルワーカー	福祉に関する専門的な知識や経験を持ち、福祉的な支援を要する生徒への相談や教員への助言を行う人材。
*5	中退防止コーディネーター	中退率の高い学校を中心に校内で指名されている、中退防止に向けた取組みをすすめる教員。
*6	PBL (Project-Based Learning)	課題解決型学習。自ら設定した課題、または与えられた課題を解決していく過程で、様々な能力を育成する学習。
*7	自立支援推進校・知的障がい生徒自立支援コース	知的障がいのある生徒が高等学校の学籍で、カリキュラムや授業内容を工夫し、高等学校において障がいの有無に関わらず、ともに学ぶ取組みとして、平成18年度から制度化したもの。（平成31年4月現在：府立9校、他に大阪市立の知的障がい生徒自立支援コース設置校2校）

No.	用語	解説
* 8	共生推進校・共生推進教室	職業学科を設置する府立知的障がい高等支援学校（たまがわ高等支援学校、とりかい高等支援学校、すながわ高等支援学校及びむらの高等支援学校。以下「本校」という。）の共生推進教室を府立高等学校に設置し、両校の連携のもと、本校の生徒が、支援学校の学籍で高等学校の生徒とともに学び、交友を深めていく取組みとして、平成 18 年度から制度化したもの。また、本校で職業に関する専門教科を学んでいる。（平成 31 年 4 月現在：府立 8 校）
* 9	通級指導（通級による指導）	通常の学級に在籍する障がいのある児童生徒が、大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について、障がいの特性に応じた特別の指導を特別な場で受ける指導の形態。
* 10	医療的ケア	法律上に定義されている概念ではないが、一般的に学校や在宅等で日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医行為をさす。医師免許や看護師等の免許を持たない者は、医行為を反復継続する意思をもって行うことはできないが、平成 24 年度の制度改正により、看護師等の免許を有しない者も、医行為のうち、たんの吸引等の 5 つの特定行為に限り、研修を修了し、都道府県知事に認定された場合には、「認定特定行為業務従事者」として、一定の条件の下で制度上実施できることとなった。
* 11	志（こころざし）学	豊かな人間性等を身に付け、夢や希望、志を持ってよき社会人として自立するとともに、社会についての理解や健全な批判力等を養い、社会の発展に寄与する態度を育むことを目的とし、平成 23 年度よりすべての府立高校で展開。
* 12	スクールカウンセラー	いじめや不登校、暴力行為などへのきめ細かな対応を図るため、児童・生徒の心のケア、保護者・教職員へのアドバイス等を行う臨床心理士。

No.	用語	解説
*13	こども支援コーディネーター	いじめ等生徒指導上の諸課題を解決するために配置された教員。学校全体の指導体制の充実を図り、家庭、地域や警察等の関係機関との連携を担うことで、学校の総合的な問題解決機能の向上に努める。
*14	被害者救済システム	いじめや体罰など、学校で児童・生徒が被害者となる事象が生じた際に、第三者性を生かし解決・救済を図るもの。民間相談機関による相談窓口の設置とともに、被害を受けた子どもが救済を求めた場合は、教育委員会と民間相談機関・学校が連携して支援を行い、その内容を第三者による評価委員会が点検・評価を行う。
*15	体力づくり推進計画	小中学校で、P D C A サイクルに基づく、体力づくりの取組みが図られるよう、各校の課題に応じた具体的な取組み、取組みの検証のための指標を設定するなど年間の実施計画。
*16	OSAKA 教職スタンダード	共通に求められる資質・能力を教員等経験や適性、職責に応じて「第0期」から「第4期」までの5段階のキャリアステージに分けて整理したもので、「共通の指標」と「職に応じた指標」から成る。
*17	ミドルリーダー	組織的な学校運営改善のために、経験豊かな教職員と経験の少ない教職員の間をつなぎ、校長・准校長のもとで学校の組織的な運営に大きな役割を果たす教職員。
*18	学校教育自己診断	学校の教育活動が児童生徒の実態や保護者の学校教育に対するニーズ等に対応しているかどうかについて、学校自らが診断票(診断基準)に基づいて学校の教育活動の達成度を点検し、学校教育改善のための方策を明らかにするもの。それぞれの学校で結果をまとめて、保護者や地域住民に周知するとともに、学校協議会等の場での検討を踏まえ、学校運営改善の取組みをすすめている。

No.	用語	解説
*19	学校運営協議会	保護者、地域住民、学校の運営に資する活動を行う者、学識経験者、その他、教育委員会が適当と認める者で構成。学校運営の基本的な方針の承認や学校経営計画及び学校評価に関する事項について協議を行う。
*20	学校経営計画	校長・准校長が、自らの権限と責任のもと、学校の現状と実態を踏まえて、めざす学校像の実現に向けて中期的目標（3か年）を策定するもの。学校経営計画では、「めざす学校像」、「中期的目標」とこれらを踏まえた当該年度の重点目標、取組内容、評価指標を示す。
*21	保護者の申し出制度	保護者の意向を学校運営に反映するため、保護者は教員の授業その他の教育活動に係る意見を学校運営協議会に対して申し出ることができると定められた。学校運営協議会は保護者からの意見を調査審議し、校長に対して意見を述べることができる。
*22	スケアードストレイト教育技法	スタントを駆使し、リアルに交通事故の状況を再現し、実際の交通事故にあった場合の悲惨さを実感させることで、安全確認等の励行や危険運転への自制を促す交通安全教育。事故の状況や原因を具体的に伝え、交通ルールを守ることの大切さを伝える。
*23	親学習	子育て中の保護者を対象とした、「親としての心構えや、子どもと接する時に大切にすること等を主体的に学ぶ学習」や、親への準備期としての小学生から高校生を対象とした、「親と子の関係や、親となることについて考える学習」等をいう。
*24	非認知能力	例えば、ルールを守るといった「自己抑制」、粘り強さといった「がんばる力」、協力するといった「協調性」などの「長期的目標の達成」「他者との協働」「感情を管理する能力」の3つの側面に関する思考、感情、行動のパターンなどであり、学習を通して発達し、個人の人生ひいては社会経済にも影響を与える。

No.	用語	解説
*25	幼児教育アドバイザー	府が幼児教育アドバイザー育成研修の受講により認定する。幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、域内の幼児教育施設等を巡回、教育内容や指導方法、環境の改善などについて指導を行う者のこと。
*26	幼児教育コーディネーター	幼児教育推進に向けた調査研究を行うとともに、各市町村や各園所で活動する幼児教育アドバイザーへの支援や相談を行う。
*27	授業料無償化制度	大阪の子どもたちが、中学校卒業時の進路選択段階で、国公立高校と同様に、私立の高校や高等専修学校についても、自らの希望や能力に応じて自由に学校選択できる機会を保障するため、授業料支援補助金を平成 23 年度の新 1 年生から大幅に拡充。平成 31 年度の新 1 年生から所得中位の世帯（年収めやす 590 万円未満程度）を対象に、保護者の授業料負担を実質無償化、生徒の 70%（年収めやす 590 万から 800 万円未満程度）の世帯に対しては、保護者の授業料負担が 20 万円（ただし、私立高校生を含んで 2 人の子どもを扶養する世帯の場合、10 万円。私立高校生を含んで 3 人以上の子どもを扶養する世帯の場合、実質無償。）で収まるようにするとともに、年収めやす 800 万から 910 万円未満の世帯で、2 人の子どもを扶養する世帯に対しては、授業料負担が 30 万円（ただし、3 人以上の子どもを扶養する世帯の場合、10 万円）で収まるようにした。国の就学支援金とあわせて標準授業料（全日制高校・高等専修学校は年間 60 万円、通信制高校は 1 単位 10,032 円）を上限に補助金を交付し、標準授業料を超えた差額分は学校が負担するという仕組みで、この制度に賛同する私立高校等を私立高校生等就学支援推進校として教育長が指定し、授業料無償化制度を実施している。